

電動モビリティの活用に関する連携協定書

鎌倉市教育委員会（以下「甲」という。）と株式会社eMoBi（以下「乙」という。）は、次のとおり連携と協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、電動トゥクトゥクの活用等を通じて鎌倉の教育を一層振興することを図ることを目的とする。

（連携協力事項）

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。
- 1) 甲が実施する業務における、乙の管理する電動トゥクトゥクの利用に関すること。
 - 2) キャリア教育など、魅力的で持続可能な教育活動の実践に関すること。
 - 3) 前各号に掲げるもののほか、甲、乙が合意する事項に関すること。
- 2 前項各号に定める事項を推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 3 第1項各号に定める事項を推進するに当たっては、甲及び乙は関係事業者との連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 第1項各号に定める事項の実施に係る費用負担、情報管理、成果の取扱いその他具体的な事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から解約の申し出がない場合には、本協定は有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義等の処理）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年（2026年）4月3日

甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市教育委員会
教育長 高橋 洋平（自署）

乙 東京都中央区日本橋本町3-8-5
株式会社eMoBi
代表取締役 石川 達基（自署）